

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付要綱（診断・断熱化）（新旧対照表）【7都環公地温第4146号】

改正（案）	現行
（制定）令和7年6月25日付7都環公地温第2434号 （改正）令和7年7月28日付7都環公地温第3057号 （改正）令和7年9月26日付7都環公地温第4146号	（制定）令和7年6月25日付7都環公地温第2434号 （改正）令和7年7月28日付7都環公地温第3057号
（助成対象事業） 第4条 助成対象事業は、都内の賃貸住宅に令和7年6月26日から令和11年3月30日までの間に省エネ性能診断等（実施要綱第3 10の「省エネ診断等」を指す。以下同じ。）を実施する事業、又は助成対象設備を新規に設置する事業であって、別途公社によって登録された省エネ性能診断等事業者及び断熱改修事業者と契約を締結し、実施される事業であること。 第4 2の助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。 一 省エネ性能診断等 （1） 断熱改修前に省エネ性能診断等を実施する場合に限る。 （2） 省エネ性能診断等の実施結果に基づき、省エネ性能表示を行うこと。 （3） 断熱改修前の結果により、以下の断熱改修プラン提案書を作成すること。 ア 断熱等性能等級3以下の場合は、断熱等性能等級4以上の断熱改修プラン提案書を2案作成すること。この2案は、それぞれ異なる断熱等性能等級に改修するプランとする。 イ 断熱等性能等級4以上の場合は、現状より断熱等性能等級1つ及び2つ高い断熱改修プラン提案書を2案作成すること。 二 高断熱窓 （1） 外気に接する既存の窓に対し、高断熱窓である内窓の取付け、外窓の交換若しくはガラスの交換を実施すること又は外気に接する壁に新しく高断熱窓の取付けを実施すること。 （2） 助成対象住宅の住戸（以下「助成対象住戸」という。）における居室（各住戸の居室とする。以下同じ。）において設置される全ての窓（換気小窓、600平方センチメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等及び既に高断熱窓を設置している窓を除く。以下同じ。）について、高断熱窓を設置すること。	（助成対象事業） 第4条 助成対象事業は、都内の賃貸住宅に令和7年6月26日から令和11年3月30日までの間に省エネ性能診断等（実施要綱第3 10の「省エネ診断等」を指す。以下同じ。）を実施する事業、又は助成対象設備を新規に設置する事業であって、別途公社によって登録された省エネ性能診断等事業者及び断熱改修事業者と契約を締結し、実施される事業であること。 第4 2の助成対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。 一 省エネ性能診断等 （1） 断熱改修前に省エネ性能診断等を実施する場合に限る。 （2） 省エネ性能診断等の実施結果に基づき、省エネ性能表示を行うこと。 （3） 断熱改修前の結果により、以下の断熱改修プラン提案書を作成すること。 ア 断熱等性能等級3以下の場合は、断熱等性能等級5又は4の断熱改修プラン提案書 イ 断熱等性能等級4以上の場合は、現状より断熱等性能等級1つ及び2つ高い断熱改修プラン提案書を2案作成すること。 二 高断熱窓 （1） 外気に接する既存の窓に対し、高断熱窓である内窓の取付け、外窓の交換若しくはガラスの交換を実施すること又は外気に接する壁に新しく高断熱窓の取付けを実施すること。 （2） 助成対象住宅の住戸（以下「助成対象住戸」という。）における居室（各住戸の居室とする。以下同じ。）において設置される全ての窓（換気小窓、600平方センチメートル以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等及び既に高断熱窓を設置している窓を除く。以下同じ。）について、高断熱窓を設置すること。

- (3) 廊下、玄関その他の非居室（以下「非居室等」という。）に高断熱窓を設置する場合にあっては、第二号（2）における高断熱窓の設置に加えて、非居室等において設置される1枚以上の窓について、高断熱窓を設置すること。
- (4) 設置後の助成対象住戸における省エネ性能表示を併せて実施すること。
- (5) 断熱改修設置前の助成対象住戸における省エネ性能診断等の結果に基づく省エネ性能表示が行えること。
- (6) ただし、令和7年10月1日以降に事前申込をした場合においては、工事後に断熱等性能等級5を満たす賃貸住宅を除き、次に掲げる外窓は助成対象外とする。
 - (ア) 外気に接する壁に新たに開口部を設けて設置する外窓
 - (イ) 既存の開口部を拡張して設置する外窓
 - (ウ) 開口部の位置を変更して設置する外窓
 - (エ) 外窓の交換工事において、施工前のサッシの数を上回り設置する場合、既存サッシと同数以上のサッシ

三 高断熱ドア

- (1) 高断熱ドアを設置すること。
- (2) 外気に接する既存のドアを高断熱ドアへ交換すること又は外気に接する壁に高断熱ドアを新しく取り付けること。
- (3) 二又は四の設置と併せて実施すること。
- (4) 設置後の助成対象住戸における省エネ性能表示を併せて実施すること。
- (5) 断熱改修設置前の助成対象住戸における省エネ性能診断等の結果に基づく省エネ性能表示が行えること。
- (6) ただし、令和7年10月1日以降に事前申込をした場合においては、工事後に断熱等性能等級5を満たす賃貸住宅を除き、次に掲げる高断熱ドアは助成対象外とする。
 - (ア) 外気に接する壁に新たに開口部を設けて設置する高断熱ドア
 - (イ) 開口部の位置を変更して設置する高断熱ドア
 - (ウ) 高断熱ドアの交換工事において、施工前のサッシの数を上回り設置する場合、既存サッシと同数以上のサッシ

- (3) 廊下、玄関その他の非居室（以下「非居室等」という。）に高断熱窓を設置する場合にあっては、第二号（2）における高断熱窓の設置に加えて、非居室等において設置される1枚以上の窓について、高断熱窓を設置すること。
- (4) 設置後の助成対象住戸における省エネ性能表示を併せて実施すること。
- (5) 断熱改修設置前の助成対象住戸における省エネ性能診断等の結果に基づく省エネ性能表示が行えること。

三 高断熱ドア

- (1) 高断熱ドアを設置すること。
- (2) 外気に接する既存のドアを高断熱ドアへ交換すること又は外気に接する壁に高断熱ドアを新しく取り付けること。
- (3) 二又は四の設置と併せて実施すること。
- (4) 設置後の助成対象住戸における省エネ性能表示を併せて実施すること。
- (5) 断熱改修設置前の助成対象住戸における省エネ性能診断等の結果に基づく省エネ性能表示が行えること。

(交付の条件) 第16条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。 一 事前申込有効期限又は令和11年3月30日のいずれか早い日までに助成事業を完了させること。 (不正手続き等に対する措置) 第25条の2 公社は交付申請者、助成事業者、手続代行者、施工業者、又は診断事業者（以下本条において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により実施要綱及び本交付要綱に規定する手続きを行い、又は実施要綱及び本交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。なお、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行った場合においても、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者、手続代行者、施工業者又は診断事業者の対象外とすること。 附 則（令和7年6月25日付7都環公地温第2434号） 本交付要綱は、令和7年6月25日から施行する。 附 則（令和7年7月28日付7都環公地温第3057号） 本交付要綱は、令和7年7月28日から施行する。 附 則（令和7年9月26日付7都環公地温第4146号） 本交付要綱は、令和7年9月26日から施行する。	(交付の条件) 第16条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。 一 令和11年3月30日までに助成事業を完了させること。 (不正手続き等に対する措置) 第25条の2 公社は交付申請者、助成事業者、手続代行者、施工業者、又は診断事業者（以下本条において「交付申請者等」という。）が、偽りその他不正の手段により実施要綱及び本交付要綱に規定する手続きを行い、又は実施要綱及び本交付要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じることができる。なお、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続等を行った場合においても、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。 附 則（令和7年6月25日付7都環公地温第2434号） 本交付要綱は、令和7年6月25日から施行する。 附 則（令和7年7月28日付7都環公地温第3057号） 本交付要綱は、令和7年7月28日から施行する。
--	---

様式

第3号様式

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業
助成金交付決定兼確定額通知書

年 月 日付けで受け付けた助成金交付兼実績報告書について、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付要綱（以下、交付要綱という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金を付することに決定し、助成金額を確定したので、同上第2項の規定に基づき通知します。

記

第1 助成金の対象となる工事等の内容は 年 月 日で受け付けた賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付申請実績報告書に記載のとおりとする。

第2 交付決定番号

第3 助成対象

別紙

交付の条件（交付要綱第16条）

公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 事前申込有効期限又は令和11年3月30日のいずれか早い日までに助成事業を完了させること。

様式

第3号様式

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業
助成金交付決定兼確定額通知書

年 月 日付けで受け付けた助成金交付兼実績報告書について、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付要綱（以下、交付要綱という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金を付することに決定し、助成金額を確定したので、同上第2項の規定に基づき通知します。

記

第1 助成金の対象となる工事等の内容は 年 月 日で受け付けた賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付申請実績報告書に記載のとおりとする。

第2 交付決定番号

第3 助成対象設備

別紙

交付の条件（交付要綱第16条）

公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 令和11年3月30日までに助成事業を完了させること。

第4号様式

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業
助成金不交付決定兼確定額通知書

年 月 日付けで受け付けた助成金交付兼実績報告書について、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付要綱（以下、交付要綱という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付しない旨を決定しましたので、同上第2項の規定に基づき通知します。

記

第1 対象住宅の住所

第2 助成対象

第4号様式

賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業
助成金不交付決定兼確定額通知書

年 月 日付けで受け付けた助成金交付兼実績報告書について、賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業助成金交付要綱（以下、交付要綱という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付しない旨を決定しましたので、同上第2項の規定に基づき通知します。

記

第1 対象住宅の住所

第2 助成対象設備